

議案第181号

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部改正について

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（平成15年静岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「に、の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。